陳情第13	2 号	受理年月日	令和5年2月3日
付託委員会	保健福祉委員会		
件名	国民年金免除対象者対策について		

要旨

最近、とある国会議員が、かなりの年金保険料の未納があると週刊誌で指摘され、また、高齢者においても、未納により受け取る年金額が低い者が増えていると言われている。令和3年度の老齢基礎年金の平均受給額は月額5万6千円、国民年金のみ加入者は5万2千円とされている。なお、年金満額支払いの場合は月額6万4,816円(令和4年度)である。

年金保険料を支払っていなかった理由としては、当時任意だったので加入していなかった、外国籍などで未加入だった、加入していたが免除だった、払いたくなかったなど様々である。

なお、これら年金保険料の支払いの実態は消費に直結し、消費税による収益や孤独死、地方の行財政に影響する重大な問題をはらんでいる。

そのため、下記の提案内容について、国に意見書を提出するか、市長 の補足意見を付記した意見として提出していただきたい。

記

- 1 やむを得ない事情により年金保険料を支払えない国民については、 その年金保険料を、原則、国が全額負担すべきものとすること。
- 2 やむを得ない事情とは、日本国憲法の三大義務を果たそうとしている国民が、何らかの理由で年金保険料を支払えない事情があることを言う。具体的には、次の(1)~(3)の内容が適正に行われているにもかかわらず、その時点での月額収入では、一部もしくは全部の年金保険料を支払えない者とし、国民が、適切に国に届け出る、あるいは、国が認識できる状況であることにより証明すべきとすること。ただし、国民が届け出ずに国が見落とした場合は、国の責任は軽減されるべきとする。
- (1)教育の義務(憲法第26条)

義務教育を受けている、またはそうしようとしている保護者を含む。

(2)勤労の義務(憲法第27条)

合法な仕事に就業している、または就業しようとしている。

(3)納税の義務(憲法第30条)

確定申告や確定申告に相当する手続きを行っている。

なお、しようとしているとは、障害などにより、しようとしてもできないこと、または、公的な職業訓練、高校、大学、高等専門学校、専門学校等の学生も含む。

- 3 年金保険料を追納するシステムについては、国民が誤って、年金保険料を支払わずに税金を支払うミスを防止するため、まずは確定申告等で確定した税金の中から追納させるべきとすること。
- 4 外国人は、国の余力がある場合に限り、1と同様のシステムを導入 すべきとすること。また、これは差別ではなく、国籍選択の自由によ るサービスの違いであるとすること。
- 5 これらに関する諸制度の制定は、行政機関が行うべきとすること。
- 6 年金保険料について、届出や連絡のない未納者については、預貯金等を速やかに差し押さえるべきとすること。なおその際、勤労の義務を負えない状態であることが分かった場合は、なるべく保護すべきであるとすること。また、その他の未納者については、分割支払いや出世払い等、何らかの救済制度を設けるべきとすること。